論文

津田事件の文脈

―内務省検閲と岩波書店―

尾 崎 名津子

胸喜の活動も参照する。津田・岩波の起訴に直接作用したわけで 辿りなおす。 の内部資料、また、内務省検閲に関わる一次資料の検証を通じて 裁判へと発展した。本稿では、 基本的に行政処分に留まる点に特色があるが、本件は司法処分、 作四点が、内務省から発売頒布禁止処分を受けた。内務省検閲は 年には『神代史の研究』を含む岩波書店から刊行された津田の著 波書店は津田の著作を積極的に刊行していく。しかし、一九四○ のの嚆矢は『神代史の研究』(一九二四年)である。これ以降、岩 に岩波茂雄との関わり、また、内務省検閲や裁判への対応のあり ようを検討する。津田の著作のうち、岩波書店から刊行されたも 本稿では戦前から戦中にかけての津田左右吉と岩波書店ならび 同時代の社会的、 起訴までの経緯を、 政治的文脈を考える際には、 岩波書店所蔵 蓑田

はじめに

後の課題となるだろう。 後の課題となるだろう。

は次の一一点である。 戦前に岩波書店から刊行された、津田の名前が付された刊行物

- 九一九年。)(一九二四年二月。初刊は洛陽堂、一(一)『神代史の研究』(一九二四年二月。初刊は洛陽堂、一
- (二) 『古事記及日本書紀の研究』 (一九二四年九月)
- (三)『日本上代史研究』(一九三〇年四月)
- 〈四〉『上代日本の社会及び思想』(一九三三年九月)
- 副題は「早稲田大学東洋思想研究室年報一九三七年」。)(五)『東洋思想研究』第一(一九三七年三月。津田左右吉編輯。
- (六) 『蕃山 益軒』(一九三八年三月。大教育家文庫4。)
- (七)『儒教の実践道徳』(一九三八年六月。岩波全書86°)
- 八年」。)編輯。副題は「早稲田大学東洋思想研究室年報一九三八)『東洋思想研究』第二(一九三八年一一月。津田左右吉
- 岩波新書創刊時の一冊。) (九) 『支那思想と日本』(一九三八年一一月。岩波新書赤3。

ルコトヲ得

- (一○)『道家の思想と其の展開』(一九三九年一一月)
- 編輯。 副題は「早稲田大学東洋思想研究室年報一九三(一一)『東洋思想研究』第三(一九四〇年五月。津田左右吉

九年」。)

法の場で裁かれることになった著作である。のちに、内務省検閲によって発売頒布禁止処分を受け、また、司のちに、内務省検閲によって発売頒布禁止処分を受け、また、司これらのうち(一)~(四)が、刊行からかなりの時間を経た

されたことを契機に、制度の確立が進み、一八九三年には内務省内務省検閲は一八七五年に出版取締が文部省から内務省に移管

九三年四月公布、一九四九年五月廃止)だった。このうち内務省出版取締において、殊に図書の場合、その準拠法は出版法(一八警保局図書課が請け負うことで体制としては安定したと言える。

検閲の観点から重要な条文を左に示す。

臣ハ」という文言が重要である。これは、検閲の結果何らかの処 である。これ以上の詳細な規定は、準拠法のレベルでは明確に示 た。処分は最も重い発売頒布禁止処分から削除処分、次版改訂処 めである。 されなかった。個別のケースに応じた解釈の多様性を担保するた れは第十九条、第二十条に見える「安寧秩序紊乱」と「風俗壊乱 分など実に多様であるが、処分の理由は二つしか存在しない。 るまで、印刷し、頒布されるものは全て検閲を受けねばならなかっ 第三条は戦前における納本義務の規定を示したものである。 雑誌、 また、 新聞はもちろん、マッチのラベルや温泉宿の手拭に至 両条文の 「内務大臣ニ於テ」、あるいは 「内務大 図

意味している。 分がくだるにしても、あくまで行政処分を基本としていることを

し、加筆された箇所に傍線を付す。一九三四年五月の出版法の改正である。次に改正後の条文を引用一九三四年五月の出版法の改正である。次に改正後の条文を引用しかし、一九三〇年代半ばにこの制度の転機が訪れる。それは、

スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得スハ刑事裁判中ノ者ヲ陥害ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ賞恤シ又ハ刑事裁判中ノ者ヲ陥害第十六条、罪犯ヲ煽動シ若ハ曲庇シ又ハ刑事ニ触レタル者若

軽禁錮又ハ十円以上百円以下ノ罰金ニ処スヲ出版シタルトキハ著作者、発行者ヲ十一日以上六月以下ノ第二十七条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スル文書図画

とである。行政処分を基本とする検閲処分ではあるが、この条文かった、「皇室ノ尊厳ヲ冒涜シ」の規定が第二十六条に入ったこ注目すべきは、これまで掲載禁止事項として明文化されていな

れがこのタイミングで変わる。この改正は即ち、行政処分の対象ない限り、司法処分に至るケースにはならなかった。しかし、そに委ねられたものとして検閲処分があったため、よほどの理由が裁かれた出版関係者は存在している。とはいえ、あくまで内務省には罰則の規定がある。これまでも、少数ではあるが司法の場で

を意味しているのである。 序を妨害する文書図画が、刑事処分の対象にもなったということに止まっていた、〈皇室の尊厳を冒涜する〉文書図画と、安寧秩

検閲標準」のみ引用する。 で使われていたようである。 基準は、 れの中に「(甲) 一般的標準」と「(乙) 特殊的標準」とがある。 と B 式はどの時期も変わらず、まず「A 安寧紊乱出版物の検閲標準」 和九年中に於ける出版警察概観』(一九三五年)」には、「安寧 かの処分を下したい出版物に対し、一般的基準と抱き合わせる形 般的基準とは、 は他にも時期の異なる複数の内務省の内部資料で確認できる。形 風俗に関する出版物検閲基準」が掲載されている。この「基準| この法改正を受けて、 風俗壊乱出版物の検閲標準」に分けられ、 一般的基準に明確に抵触すると言えないけれども、 出版物の内容に関わるものである。一方、特殊的 検閲の実務も変わる。 ここでは、「A 安寧紊乱出版物の 内務省警保局 さらにそれぞ 丽

A 安寧紊乱出版物の検閲標準

- (甲) 一般的標準
- (1) 皇室の尊厳を冒瀆する事項
- (2) 君主制を否認する事項
- 若は其の運動の実行を煽動し又は此の種の革命団体(3) 共産主義、無政府主義等の理論及戦略戦術を宣伝し

一九七三年一二月)による。 1 引用は『現代史資料40

支持する事項

マス・メディア統制1』(みすず書房、

- (4) 法律、 裁判等国家権力作用の階級制を高調し其の他
- 甚しく之を曲説する事項
- (5) テロ、直接行動、大衆暴動を煽動する事項
- 6 殖民地の独立運動を煽動する事項
- (7) 非合法的に議会制度を否認する事項
- (8) 国軍存立の基礎を動揺せしむる事項
- 9 外国の君主、大統領又は帝国に派遣せられたる外国 使節の名誉を毀損し之が為国交上重大なる支障を来
- 10 軍事上外交上重大なる支障を来すべき機密事項
- 11 犯罪を煽動若は曲庇し又は犯罪人若は刑事被告人を 賞恤救護する事項
- 12 重大犯人の捜査上甚大なる支障を生じ其の不検挙に 依り社会の不安を惹起するが如き事項
- 13 財界を攪乱し其の他著しく社会の不安を惹起するが 如き事項
- 14 戦争挑発の虞ある事項
- (15) 其の他著しく治安を妨害する事項
- (乙) 特殊的標準
- (1) 出版物の目的
- (2)読者の範囲
- (3) 出版物の発行部数及社会的勢力
- (4) 発行当時の社会事情
- 5 頒布区域
- (6) 不穏箇所の分量

ことができる。 加筆されたものであり、ここに法改正の直接的な影響を見て取る 前の検閲標準一覧では明記されていなかった。この時点で初めて このうち、「(1)」の「皇室の尊厳を冒瀆する事項」は、 それ以

岩波書店と内務省検閲

見てみたい。 が、ここで岩波書店の刊行物に対する検閲処分の事例をいくつか このように一九三〇年代半ばに内務省検閲の性質が変容した

頒布禁止、 断続的な処分だと思われる。この叢書だけで一二点の著作が発売 になる。岩波と内務省検閲という点でよく知られているのは、 禁止処分を受けた。これは後の津田裁判でも再び取り上げること 巻・下巻)は、一九二九年八月に風俗壊乱を理由として発売頒布 紊乱である。以下に、処分の古い順に一覧に供する。 本資本主義発達史講座(一九三二年五月—一九三三年八月)への 岩波文庫のアルツィバーシェフ(中村白葉訳)『サーニン』(上 あるいは削除処分を受けている。理由は全て安寧秩序

日発売頒布禁止処分 争 羽仁五郎「幕末に於ける社会経済状態、 羽仁五郎「幕末に於ける政治的支配形態」(一九三二年一一 (後篇)」(一九三二年一一月一四日発行、 四日発行、同年一一月一六日発売頒布禁止処分) 階級関係及び階級闘 同年一一月一六

田中康夫「政党及び憲政史」(一九三二年一一月一四日発行、

同年一一月一六日発売頒布禁止処分)

細川嘉六「日本社会主義文献解説」(一九三二年一一月一四

日発行、同年一一月一六日発売頒布禁止処分)

山下徳治「教化史」(一九三二年一一月一四日発行、同年一

一月一七日発売頒布禁止処分)

岡邦雄「自然科学史」(一九三二年一一月一四日発行、同年

一一月一七日発売頒布禁止処分)

秋笹正之輔「植民地政策史」(一九三三年二月二〇日発行、

同年二月一九日発売頒布禁止処分)

鈴木小兵衛「最近の植民地政策民族運動」(一九三三年二月

二〇日発行、同年二月一九日発売頒布禁止処分)

小林良正「明治維新に於ける商工業上の諸変革」(一九三三

年六月二四日発行、同年六月二三日削除処分)

坂本善三「最近に於ける政治情勢史」(一九三三年八月二五

日発行、同年八月二三日削除処分)

羽仁五郎「幕末に於ける思想的傾向」(一九三三年八月二五

日発行、同年八月三一日削除処分)

服部之総「明治維新の革命及反革命」(一九三三年二月二〇

日発行、同年一〇月九日削除処分)

版社が被ったことのない大規模なものだった。これは段階的になのいわゆる白帯物(社会科学部門)に対する一斉処分は、他の出に関するものへの締め付けが厳しくなった。とりわけ、岩波文庫これらの処分を契機として、岩波書店の出版物のうち社会科学

禁止処分 (安寧秩序紊乱による) となった。り、更に、そこから漏れた二八点が一九四〇年の段階で発売頒布わせ、また、未製本のものの製本を不許可とするという通達があされた点に特色がある。まず、一九三八年に該当図書の増刷見合

山花袋「一兵卒」を紹介する。

山花袋「一兵卒」を紹介する。

一九三八年一一月一六日に次版削除の処分を受け、武者小路実篤一九三八年一一月一六日に次版削除の処分を受け、武者小路実篤分を受けている。田山花袋『蒲団・一兵卒』(一九三〇年初刷)は岩波文庫に収録された文学作品も安寧秩序紊乱により様々な処

た挙句、 ある。 岩波文庫の に与した短篇である。日露戦争を舞台としており、 七年九月) の風景が描かれる。これが「蒲団」と共に一冊に収められたのが、 一二月一五日) 兵卒が原隊に復帰しようと病院を抜け出し、 「一兵卒」(『早稲田文学』一九〇八年一月)は、 死ぬというストーリーを辿りながら、 の発表に続いて花袋の作家としての評価を高めること 『蒲団・一兵卒』である。この第一○刷 の八七頁(【図1】参照)には、 次のような描写が 一兵卒が見た満洲 満洲を歩いて回っ 「蒲団」(一 脚気を患った (一九三七年 九〇

呶鳴つた。病気だ、御覧の通りの病気で、脚気をわづらつて兵を乗せる車ではない。歩兵が車に乗るといふ法があるかとら、鞍山站まで乗せて行つて呉れと頼んだ。すると彼奴め、の上に突立つて居るのが彼奴だ。苦しくつてとても歩けんかの上に突立つて居るのが彼奴だ。苦しくつてとても歩けんかのとでいる。

戦争に勝つたのだ。馬鹿奴、馬鹿奴! が少いと馬鹿にしやがる。金州でも、得利寺でも兵のお蔭で でも、言ふことを聞いて呉れなかつた。兵、兵といつて、筋 見互といふことがある、何うか乗せて呉れッて、達つて頼ん 鞍山站の先まで行けば隊が居るに相違ない。武士は相

蟻だ、蟻だ、本当に蟻だ。まだ彼処に居やがる。

九二頁(【図2】参照)では、次のようになっている。 く場面である。これが、第一三刷(一九三九年一一月一○日)の 病院から脱走した兵士が列車に乗ることを拒否され、悪態をつ

兵を乗せる車ではない、(以下百六十八字削除 から、鞍山站まで乗せて行つて呉れと頼んだ。すると彼奴め 荷の上に突立つて居るのが彼奴だ。苦しくつてとても歩けん 先程の下士が彼処に乗つて居る。 あの一段高い米の叺の積

蟻だ、蟻だ、本当に蟻だ。まだ彼処に居やがる。

削除箇所の復元が行われている。 戦後に発行された第一五刷(一九五〇年七月一五日)において、 ることは明白である。なお、内務省からは削除箇所の具体的な指 の限り、第一四刷(一九四〇年一二月一〇日)もこれと同様であり、 示はなく、どこを削除するかは出版側の判断に拠っていた。管見 この「(以下百六十八字削除)」というのが検閲処分の痕跡であ

中心として、岩波文庫から刊行された出版物も決して内務省検閲 以上のように、日本資本主義発達史講座や岩波文庫の白帯物を

【図1】田山花袋『蒲団・一兵卒』第一〇刷

(岩波書店、一九三七年一二月)八七頁

かけが置のやうに話に着し何つた。

る。何うか強せて長れタで、建つて頼んでも、四かことを描いて刻れなかつた。 此。 肌といつ て、終かかいと思慮にしやがる。全然でも、情報寺でも長のお慕で騒音に勝つたのだ。無言詩 就をわづらつて図る。機山站の先まで付けば厳が終るに相違ない。武士は四基立といふことがあ る理论はない、意見が悪に集るといふ技があるかと機場つれ、情気だ、健康の値やの病気で、関 置しくつてとてもかけんから、軽山崩まで薬せて行つて長れる個んだ。すると彼収め、終を薬せ 先程の下土が装蔵に出つて図る。あの一覧高い来の払の技術のよに実立つて図るのが軽減だっ

繋だり構だ。本意に横だりまだ枝道に見せがる。内草もありなつてはおすのだ。ふと汽用し

種様を使つて東た時の内室が関の前を辿り過ぎる。徐米福は掲載で埋められて切る。直旋り屋が 群くとく職く、と組織経費の実の前を数に終了。それは円色の時の球型ではなく、何うした場合 れは最合った。埃水高い、音機を高い、脚が高い。囲から下は最大の中から、自分で添いて関る 今日にてかりくと変らせながら子供の一番に関って報告つて図る。近の子供の群の中に被も扱わっ **思くたるとと修修す。使の間にいつか子典の時代に気持つて込る。裏の人江の絵の絵様が実現を** であつたむ花れたか心から可能いと思つた時の無しい変異だ。四周の有能もうお相ぎよ、現役が 過去の信息と関係の苦垢不安とが、はつきると質問を正てて防さながら、しかもそれがすれず

【図2】田山花袋『蒲団・一兵卒』第一三刷

(岩波書店、一九三九年一一月一〇日)九二頁

が便良人となく合いてたかつて、下度場が大きな確認を進んで行くかられ、えつきもおびきら鮮 免職の下土が製造に高つて誇る。あの一般高い連の私の機器の上に完立つて贈るのが徴収だ。 少川が表のやうに誰に材し殴つた。

多事ではない。 日本の人を動物 苦しくつてとても歩けんから、他の出まで重せて行つて見れと解んだ。すると情致め、具を幸せ **幅だ、幅だ、本言に幅だ。まだ数面に効やがる。四年もあるながではおすのだ。から汽車**

題くなるよと植物す。彼の現はいつか子供の時代に嗚野のて語る。護の入江の粉の絵扇を楽崩を 長くくく続く。と総位数数の限の値が終に汚ぶ、それは円出の時の控制ではなく、何をした場合 であつたか近れたが心から可愛いと思つた時の表しい映画だ。段戦がお聞もうお題まと、単校が **機能を扱って果た時の汽車が誤の前を通り出する。好車場は臓器で埋められて割る。高粱の屋が**

夕日にてかくくと党のせながら子供の一番に同つて戦場つて問う。英の子供の群の中に戦を持ち おか語ないのか、それするはつきるとは何られ おに間婆の女。鏡が驚い、官頼か悪い、歸が深い。師かも下は他人のそうで、自分でないて祖る 最長の国際と掲載の表稿不安とが、ほつきりと国籍を文でて聞きながら、しかもそれがすれて

味合いも有しているのである。

味合いも有しているのである。

な問題のであると同時に、岩波書店に対する処分の意に限られる。すなわち、津田の著作に対する処分は、個人としてに限られる。すなわち、津田の著作に対する処分は、個人としてに限られる。すなわち、津田の著作に対する処分は、個人としてに限られる。すなわち、津田の著作に対する処分は、個人としての津田に対する処分であると同時に、岩波書店に対する処分の意思とができる。また、津田左の津田に対する処分であると同時に、岩波書店に対する処分の意思とは無縁ではなかった。本稿で焦点とする津田左右吉による処分とは無縁ではなかった。本稿で焦点とする津田左右吉による処分とは無縁ではなかった。本稿で焦点とする津田左右吉による処分とは無縁ではなかった。本稿で焦点とする津田左右吉による処分とは無縁では、岩波書店に対する処分の意思を表します。

一九四○年三月)には、次のような記述が確認できる。一九四○年三月)には、次のような記述が確認できる。一九四○年三月)には、次のような記述にばらつきがあるが、本稿当図書に対する処分内容や日付の記述にばらつきがあるが、本稿当図書に対する処分内容や日付の記述にばらつきがあるが、本稿当図書に対する処分内容や日付の記述にばらつきがあるが、本稿当図書に対する処分内容や日付の記述にばらつきがあるが、本稿当図書に対する連出事件に言及した文献においては、ものによって該当図書に対する。

化されたためのものである。せるもので、これ等は主として国体明徴の観点より検閲が強ためであつて、其の他の二件もこれと同種の歴史的記述をなるが、これは既刊本である津田左右吉の四著書を含んで居る安寧関件の一七件なかには皇室関係のもの八件を包含して居

一九四○年二月)という、津田以外の人物によって書かれ、直近一九四○年二月)と伊東挙位『わかりやすく神代を語る』(一樹会、「其の他の二件」とは『御歴代御陵所在地 全』(理想之友社、

と記されている。 記紀ガ皇室ノ御祖先並ニ肇国ノ由来ヲ語ル最古ノ文献ナル点ニ顧 事記及日本書紀の研究』に関しては、 されている。 ŋ テ作為サレタルモノナリト、記述セルモノナルガ、カ、ル所論ハ、 体明徴の観点より検閲が強化されたためのもの」と説明されてお 意せねばならない。そして、『出版警察報』の中ではその処分が を遡ってのことである点で、 0 天皇ヨリ仲哀天皇マデノ記載ハ、スベテ史実ニアラズ官府ニヨツ 時期に納本されたものを指している。津田への処分が刊行時期 之ニ対スル重大ナル疑惑ヲ生ゼシムル虞ガアルニ因リ禁止 戦時体制を強化する文脈でこれらが対象となったことが また、個別具体的な処分理由について、 両者の文脈がやや異なることには留 「本書ハ記紀ニ於ケル神武 例えば 示唆

岩波茂雄、津田左右吉の言論活動に対する蓑田胸喜の反応

Ξ

した教員を中心に編んだ論集『京大事件』(岩波書店、一九三三例えば、瀧川事件(一九三三年)の際は、京都帝国大学を辞職

に収録。)。 野謙介、 稿は不採用となった(「鉄箒欄投稿の下書き」として植田康夫、紅 文章を自ら書き、 年一一月)を刊行し、鳩山一郎文部大臣や京大執行部を批判する 十重田裕 『東京朝日新聞』 一編『岩波茂雄文集』第1巻(二〇一七年一月) に投稿した。 ただし、この投

る。 を送ったようである。それは美濃部が岩波に宛てた書簡から窺え 採用となる。一方、問題の当事者である美濃部達吉に激励の手紙 と題した文章を『東京朝日新聞』に投稿した。 また、天皇機関説事件(一九三五年)が起きた時は、「危険思想 しかし、これも不

威甚しき今日の世相に於ては誠に不得已次第と存じ候 掲載せられざるは遺憾に候得共正しき言論に対する暴力の脅 御手紙拝見 御厚情深く感謝いたし候 一九三五年二月二三日)2 折角御起稿被下候に

(岩波茂雄宛美濃部達吉書簡

民間の右翼思想家であった蓑田だが、 対し、明確に対立する言論と行動を展開したのは蓑田胸喜だった。 波書店、また、その創業者にして書店主である岩波茂雄の動きに きはメディア上に表面化することのない出来事ではあったが、岩 ある。論集『京大事件』の出版以外、岩波茂雄自身のこうした動 これらの岩波の活動に一貫しているのは、 貴族院議員を中心として支 学問の自立の訴えで

> 竹内洋が次のように整理している。 持者が多く、これが蓑田の活動を支えていた。この点については

ともつながっていた。3 平沼騏一郎や小川平吉、 貴族院議員、 志士の末裔井田磐楠男爵、 蓑田の背後には議員が控えていた。三室戸敬光子爵、 衆議院議員の宮沢裕や江藤源九郎などである。 荒木貞夫、 軍人あがりの菊池武夫男爵などの 永田鉄山、 東条英機など

ŋ ていた。 陰の全集を刊行するといった、ナショナリストとしての面も有し 岩波は十代の頃、 私淑しており、 六回衆議院議員総選挙では、長野や東京のメディアで小川を批判 あったことについては中島岳志、が既に論じているが、 とをきっかけに上京を果たし、岩波書店主となってからも吉田松 する発言をしている。また、岩波は憲政会を結成した尾崎行雄に 岩波は小川が所属した立憲政友会の政策にもとより批判的であ 11 茂雄の政治的な立場を窺うことができる。しかし、その一方で、 ても岩波のこうした個性を追って検討することになるだろう。 ここに挙がっている小川平吉は諏訪出身で岩波と同郷である。 憲政会 一見アンビバレントなようでも、 (のちに立憲民政党)支持であることを表明し、 敗戦直後には交友を深めもした。ここからも岩波 国粋主義的教育家の杉浦重剛に教育を乞うたこ 岩波の中に一貫性が

書店、二〇〇三年一一月) による。 引用は飯田泰三監修、岩波書店編集部編 『岩波茂雄への手紙』(岩波

二〇一三年九月 3 4 竹内洋『大学という病』(中央公論新社、二〇〇一年一〇月 中島武志『岩波茂雄 リベラル・ナショナリストの肖像』(岩波書店、

面識があった。 生と表現社が合同した組織である。 四年一月まで刊行された。原理日本社は、 した。 行った歌人で、岩波とは旧制第一高等学校時代の同級生であり、 た慶應義塾大学の精神科学研究会と、 機関誌に 蓑田は原理日本社 (一九二五―四五年) 『原理日本』 があり、 三井は明治天皇御製研究も 三井甲之が主宰していた人 九三四年に創刊され、 蓑田が教鞭を執ってい を活動の拠点と 兀

科学思想」が掲載された。 三月号で松田福松が「津田左右吉氏の東洋抹殺論批判(上)」を発 津田バッシングが活発化するのは、 た瀧川や美濃部も激しく糾弾されている。 自由主義的な学者を糾弾していた。 表し、四月号ではその後編、 蓑田たちは主に東京帝国大学に在籍する、 また、 先に参照した、 高橋空山 一九三九年のことだ。まず、 雑誌『原理日本』での マルクス主義学者や 「津田左右吉氏の非 岩波が擁護し

署名を集め、 出来事が起こった。一九日になると、 苛烈な行動を採るようになる。 全体会議にて声明書 大精神科学研究会」のメンバーに取り囲まれ、詰問されるという の講座「東洋政治思想史」の授業中に、講義をしていた津田が「東 本』は二四日付で「『皇紀二千六百年』奉祝直前に学界空前の不祥 士津田左右吉氏の神代及上代抹殺論に就て」を作成し、 その後、一二月になると、 」と題した増刊号を発行した。 当局に働きかけることが決議された。 「早稲田大学教授・東京帝国大学講師文学博 原理日本社の関係者はより直接的で 一二月四日には、 蓑田が帝大粛清期成同盟の 東京帝大法学部 雑誌 会議では 『原理日

津田に対するバッシングが一二月に激化した理由は、 この年の

> 因ると考えられる。 すれば、 ○月末から津田が東京帝大法学部に講師として出講したことに 元から批判対象であった津田は実にいいタイミングで出 同学部を第一の標的としていた蓑田たちから

参照)。 岩波へ書簡を送ったようである。蓑田は 付未詳)。その草稿の控えが岩波書店に所蔵されている(【図3】 の驕慢反逆思想」を発表したことにある。 に敬意を表する一方、松陰と岩波の思想は正反対だと批判を加え 『原理日本』一九三四年一〇月号に、蓑田が突如「岩波茂雄氏 むろん、 方、 蓑田と岩波との接点は、 批判の方が主眼である。岩波はこれに返信した(日 時期をもう少し遡る。 『吉田松陰全集』 それと同時に、 その嚆矢 蓑田は の刊行

は

講してきたことになる。

が掲載された。さらに、 ずだと書き送ったのである。また、同級生の三井を交えての会談 東洋抹殺論批判 月号で、 を岩波側から提案した。これは実現したものの、不調に終わった。 を主張している。そして、国家を思う点で蓑田と自分が等し にはこれでも世に阿らず俗に媚びざる操守の態度を堅持して来た 針の如く断ぜらるはさもあるべしと存じ候へ共出版者として小生 を発表した。先述の通り、 示しつつ、 し又将来も其積りに御座候」とあり、 「貴下の固守せらる、日本主義より見て小生の出版方針が無方 九三九年にも蓑田の岩波批判は展開された。『原理日本』四 蓑田は 自らが一貫した信念を持って出版に当たっていること (下)」と高橋空山 |日本精神と東洋思想| 同号の「編輯消息」では蓑田が岩波に「反 同じ号には松田福松 「津田左右吉氏の非科学思想 岩波は蓑田の見方に理解を -再び岩波茂雄氏に与ふ」 「津田左右吉氏

月には起訴となった。 内務省や検事局から、津田の著作に関する申し入れがなされ、三省」を求めている。その後、岩波批判は止むが、翌年の年頭には

【図3】蓑田胸喜宛岩波茂雄書簡(草稿控・部分)

一九三四年一〇月(日付未詳)

【岩波書店所蔵】

多様な統制のありようと津田・岩波の一貫性

匹

はじめに述べたように、蓑田の活動は津田・岩波の起訴に関わる実効力を有しているわけではないものの、蓑田とその周辺の動ったがして、三〇年代後半における津田と岩波それぞれの位相が一枚になっていく道筋は辿れるように思う。蓑田のバッシングが二人に対して同時になされた一ヶ月後には、津田と岩波を起訴する動きが明確化している。その時期から最終的に免訴となるまでの流れを整理すると、次のようになる。

一九四〇年

して印刷・製本状況の報告が命じられる。一月一三日「内務省から岩波書店に対し、津田の著作に関

二月三日 検事局からの命令で、津田の著書出版について

の「始末書」を提出する。

二月一〇日 『古事記及日本書紀の研究』など津田の四著

作、発売頒布禁止処分。

二月一四日 紙型も押さえられる。

三月八日 津田左右吉および岩波茂雄、出版法第二十六条

違反で起訴される。

六月二七日 予審開始。

一〇月三〇日 第一回公判。

九四一年

金四○○円、岩波に対し禁固四ヶ月、罰金四○○円の求刑が一二月二三日 第二○回公判。津田に対し禁固八ヶ月、罰

なされる。

九四二年

一月一五日 最終陳述。

五月二一日 第一審判決。津田に禁錮三ヶ月、岩波に禁錮

二ヶ月、いずれも執行猶予二年。

五月二三日 検事側控訴、被告側もただちに控訴。→以後

公判は開かれず。

九四四年

一一月四日 津田左右吉の著書に関する出版法違反事件公

判、時効によって免訴。

は、内務省側にとっては過去の検閲のいい加減さを暴露するよう去に刊行されたものについて時間を遡っ て処分するということこれが単なる検閲処分でないことは明確である。そもそも、過

けた。その上で起訴され、二人は有罪となった。ここでは刊行から一六年経った書籍が、まずは発売頒布処分を受なものであり、避けるべき事態であったと考えられる。しかし、

津田と岩波は東京控訴院に控訴し、有馬忠三郎と海野普吉に弁 諸を依頼している。その後、藤井五一郎判事を裁判長として裁判 あった。控訴以後の停滞を鑑みると、起訴までの手続きの徹底ぶ なった。控訴以後の停滞を鑑みると、起訴までの手続きの徹底ぶ なった。控訴以後の停滞を鑑みると、起訴までの手続きの徹底ぶ なく岩波書店の出版物に限られることも併せると、これが津田個 なく岩波書店への制裁であったようにも見える。

二○○頁参照。 □○○頁参照。

一枚目】

分判なるなるとなって好えばときる ゆゆうとおちろう るが始めてまれるうなりているちかない はなす はしてけてしまってあっかっなるなっています かって中間てみます、 けいかれなるが 护器 なるとまるのヤーですることなるころ 不吹りが候ですからなりかたいそへかしろう

> 意スルコトニナツタノハ……」と問われている。そこで岩波が例 居リマスカ、出版法ニ触レルカドウカヲ〔刊行前に―尾崎注〕注 前の検閲対策について裁判長に「イツ頃カラサウ云フ調査ヲシテ てみたい。第一九回公判(一九四一年一二月二〇日)では、刊行 に挙げたのは『サーニン』だった。 一方で、岩波はいかに公判に臨んだか。裁判の場での証言を見

リマシタ 世界的ナ古典デアツテ、世界的ニ認メラレテ居ツテモ、日本 居リマシタノデ、ソレヲ入レタ所ガ、風俗上カライカヌト云 岩波文庫デ東西ノ古典ヲ出スト云フト云フコトヲ建前ニシテ フノデ、発売禁止ニナルカラト云フノデ、意外ニ思ヒマシテ、 ソレハ「サーニン」ト云フ世界的ノ名著ヲ出シタ、其ノ時 ノ国情トシテ出シテナラヌモノガアルト云フコトヲ初メテ知

云フコトヲ店ノ者ニモヨク云ヒ渡シテアリマス トデシタケレドモ、サウ云フ本ハ考ヘナクテハイケナイゾト 家デ出シタモノデ発売禁止ト云フコトハ思ヒモツカナイコ

[三枚目]

れてあれ、そのちょそのせいちゅうかりと

まつからんらから こうとものこうなろうばし

御きなしておうろう

【岩波書店所蔵】

するわからせっちるすることるまかとをせ

という問いに対する応答としては問題ないが、これまで見てきた 実を明言しながら、「サウ云フ本ハ考ヘナクテハイケナイゾ」と 学習したことを述べている。それが風俗壊乱に当たったという事 言う限り、検閲対策は専ら風俗壊乱の危険がある図書に限定され テ居」ても日本国内でそうした基準が認められないという事実を 岩波はその処分が意想外であったことと、「世界的ニ認メラレ いつ頃から出版法に抵触しないよう配慮するようになったか

秩序紊乱について発言させられることはなかった。 は多かったにも拘わらず、その点に一切言及していない。岩波書に多かったにも拘わらず、その点に一切言及していない。岩波書に多かったにも拘わらず、その点に一切言及していない。岩波書通り、岩波書店は安寧秩序紊乱の廉で処分を受けることが圧倒的

いかに尽力したかを強調する。カ」と問われると、岩波は大正期の事例を挙げつつ、その刊行にまた、「是レ迄皇室ニ関スル事項ノ出版ヲシタコトガアリマス

茂雄個人の認識に話が及ぶと、次のように発言した。容が皇室ニ関スル問題ダト云フコトハ分ツテ居リマスネ」と岩波行した意図に係るものである。その後、「此ノ四種ノ書物ハ、内公判の進行の点から見ると、この問いと応答は津田の著作を刊

生ガ立派ナ学者デアルシ、研究ガ非常ニ立派ナ価値ガアルトフコトハ――グツト前ノコトデスカラ……〔中略〕唯津田先歴史ト云フコトハ分リマシタケレドモ、皇室ニ関係アルト云

云フ訳デ、喜ンデ出シテ、又世間デ歓迎サレタ……

時間の経過を強調しつつ、津田の著作が「世間デ歓迎サレタ」ことをさりげなく挟み込んでいる。この意図を正確に読み込むことをさりげなく挟み込んでいる。この意図を正確に読み込むことをさりげなく挟み込んでいる。この意図を正確に読み込むことはできないが、岩波は大いに不満を抱えていた。岩波書店には、関係者が裁判の速記録を手書きで複写したものが所蔵されている関係者が裁判の速記録を手書きで複写したものが所蔵されている関係者が裁判の速記録を手書きで複写したものが所蔵されている関係者が裁判の速記録を手書きで複写したものが所蔵されている関係者が裁判の速記録を手書きで複写したものが所蔵されているとはできる。そのうち、検事論告本文における書き込みも数か所確認できる。そのうち、検事論告本文における書き込みも数か所確認できる。そのうち、検事論告本文における書き込みも数か所確認できる。そのうち、検事論とないた。岩波書店には、日間の経過を強調しつつ、津田の著作が「世間デ歓迎サレタ」に登録を行し(【図5】 矢印にて示した)、「何ニカ健全ナル常識トイフ」、「二千六百年八常識カ」と書き込んでいる。

一方、津田は、先に見た書簡で述べた通り、徹底して学問の問題として法廷に立った。二一回あった公判のうち一五回以上が、こ字の一方、津田は、先に見た書簡で述べた通り、徹底して学問の問題として法廷に立った。二一回あった公判のうち一五回以上が、お問人性質トシテ已ムヲ得ナイト思ヒマス」というものだが、こ学問ノ性質トシテ已ムヲ得ナイト思ヒマス」というものだが、こが問人性質トシテ已ムヲ得ナイト思ヒマス」というものだが、こが問人性質トシテロのであるが、二十回あった公判のうち一五回以上が、別に何を指しているのだろうか。

一方の介 ームフェードアーマス 一方の介 かっきすべーエルリセラレクル 地へ あっちょく エルファー あかり かっ カット カカノ上級のスペテルスルテアリース かっ スペアル カカノ上級のストルル カラ カラ リーム マカーム かっ ストーム アームフェース かっ ストーム アーム スキーム ガラ カラ カームフェース かっかん アルトル アフリアス カラ アームフェース かっかん アームフェース アームフェース アームフェース アームフェートアーマス

【岩波書店所蔵】

そもそも津田は第三回公判(一九四一年一一月六日)で、次の下の取り扱いに関する津田と弁護人との大きな差異が立ち現れる。で島田個人の発言であることが強調されているが、ここにテクスのようテ具象ノ羅列ニ終ルベキモノデハナクシテ、ソレ等ヲ概念のじ日の午前、島田弁護人が次のように発言していた。「歴史

ように述べていた。

居りマセヌ。 居りマセヌ。 居りマセヌ。 居りマセヌ。 は、カースの事件が歴史的事件が正りマス。 は、カースの事件が歴史的事件が正りマス。 は、カースの事件が正明従シテ、天皇ヲ戴ク我が国家ノ組織ノ中ニスののよりを、まノコトハ歴史的事件デアリマス。 は、カースの事件が歴史的事件が歴史的事件が歴史的事件と云フコトハ何デアルカト申シマスト、出雲ソノ歴史的事件ト云フコトハ何デアルカト申シマスト、出雲の人が表現がある。

トデアリマス。〔中略〕神代史ノ説話ノ中ニ其ノ歴史的事件ガ含マレテ居ルト云フコ

ノ事実デアリマス。人が斯ウ云フ思想ヲ持ツテ居タト云フコト、其ノ思想ガーツアリマス。此ノ思想ガ実ニ歴史的事実ナノデアリマス。昔ノ何等カノ思想ヲ表現セラレテ居ル所ニ説話ノ意味ガアルノデ

と断言している。それは「歴史的事件ノ記録」とは全く異質だが、まず、「神代史ハ説話」であり、「話トシテ形作ラレタモノデアル」

波のそれぞれが、法廷での弁論を繰り広げたのである。文脈が絡み合いながら成立したものだった。その上で、津田と岩はごく短時間に起きたことではなく、長い時間をかけて、様々な津田事件とは、時代の趨勢が招いた出来事ではあったが、それ

目は だ小さかつたころなので、岩波君は自分で何でもしてゐたかと思 波茂雄個人との交際について、三点に整理して纏めている。 手紙も時期から判断してその際のものだと推定される。津田は岩 員や出版物の著者等多数の関係者から証言を収集していた。この 君は自転車で飛びまはつて災後の処理に奮闘してゐたやうであつ ラをもとに再度印刷したことが述べられ、 大震災によりすべて焼失し、津田の手元に残っていた校正用のゲ いる(【図6】参照)。安倍は『岩波茂雄伝』の執筆に際して、 岩波書店には、 さういふいでたちで屡々来訪せられた。 『神代史の研究』 戦後津田が安倍能成に送った書簡が保存され の出版の経緯である。 続けて「そのころ岩波 岩波書店の規模がま 印刷済みの本が関東 書店 点 7

分を示した。鍵括弧で示した範囲には、次のように書かれている。され、岩波茂雄の仕事の特質を具体的に伝える資料となっている。本論では【図6】として津田事件に関する言及が認められる部書の出版はすべて岩波書店に託することになつたが、これも岩波書の出版はすべて岩波書店に託することになつたが、これも岩波書の出版はすべて岩波書店に託することになったが、これも岩波

二、出版のことに関して岩波君に非常な迷惑をかけたのは、出版法違反事件である。さういふ事件として司法部のまだ公出版法違反事件である。さういふ事件として司法部のまだ公出版法違反事件である。さういふ事件として司法部のまだ公出版法違反事件である。さういふ事件として司法部のまだ公出版法違反事件である。さういふ事件として司法部のまだ公出版法違反事件である。さういふ事件として司法部のまだ公出版法違反事件である。さういふ事件として司法部のまだ公出版法違反事件である。

に徹し、交渉を表に見せはしなかったが、実際にはこうした結び強を記憶されていたと言える。裁判の場では両者とも自らの役割たのけてくれた」とあり、起訴前から岩波ならびに津田がある気をつけてくれた」とあり、起訴前から岩波ならびに津田がある岩波君は僕のために心配し、健康やその他のことについて懇切に「さういふ事件として司法部のまだ公式に取上げない前から、「

つきがあったことが、この書簡からも垣間見える。

(図6】安倍能成宛津田左右吉書簡(一九五六年九月一六日)(部分)

> 告 - 1:3、14、こだによ。 執筆にあたり、岩波書店、ならびに吉田裕氏のご協力を得た。この場を〔付記〕本研究はJSPS科研費JP16K13196の助成を受けたものである。

な表現があるが、資料の歴史性を考慮してそのままとした。 また、本稿の書誌に係る事項において、今日の意識に照らして不適切借りてお礼申し上げたい。